

私たちの暮らしと人権（※1、※2）

幸福になるための権利

住みたい場所に住む。好きな勉強をする。結婚をするか、しないかを選択し、誰と結婚するか決める。信仰したいものがあれば、自分の心に従って信仰をする。自分の思っていることを表現する。したい仕事をする……。これらは、日本国憲法で保障されているものです。【注4】

私たちはいつも選択や決定をしながら生きています。そこには、人それぞれの想いや願いがあり、それらのひとつひとつを実現することで、自分が求める幸せや自分らしい生き方に近づいていきます。

想いを実現するためには、自分の努力がもちろん必要です。しかし、自分の想いや行動が不当に制限されないことも大切な条件になります。価値観や人生観を押し付けたり、国籍や性別、社会的身分などを理由に、自分らしく生きようとしている人の想いや行動を阻むことはできません。

すべての人が生まれたときから持っている人権は、将来にわたりずっと守られていくべきものです。自分や家族が幸せになるための想いや願いは誰もが守りたいと考えるものです。だからこそ、自分の想いと同様に、幸せになろうとする人の想いをお互いに守り合うことが大切です。

そのためにも、悪意がなくても人を傷つけることにならないように、相手の状況を想像してみることや、一人ひとり、違いがあることが「ふつう」であると気づくことが大切です。

また、マイノリティの人に対して「例外扱い」をして、その存在に無関心でいることは、当事者にとって深刻な人権問題になると理解することも必要です。

私たちにできる、「人権尊重のまちづくり」への第一歩は、こんなことから始まるのではないのでしょうか。

人権を学ぶということ

なぜ人権を学ぶのでしょうか。それは差別をなくしていくためと言われてきました。

たしかにその通りですが、これ以外にも、人権を学ぶ意義はあるのではないのでしょうか。それは「差別する側に立たない」「差別を傍観しない」「誤解や偏見を批判する力をつける」などです。

ある職場で、部落（同和地区）出身者であることを周りの誰にも言っていないAさんという人がいたとします。周りの誰にも言っていないのですから、その職場の同僚は誰もAさんが部落同和地区出身であることは知りません。あるとき職場の雑談のなかで、一人の同僚が「この近くには〇〇というところがあるが、そこは同和地区で、怖いところだから、行かないほうがいい」という発言をしたとします。

そのとき、周りの同僚が「そうだ」「そのとおりだ」と、その発言に同調したり、同調しないまでも、傍観するだけだったら、Aさんにとっては、いたたまれない職場環境となってしまうでしょう。

そのとき、同僚のなかの一人が「同和地区であろうと、なかろうと、いろんな人が住んでいるのはどこも同じで、同和地区だというだけで、ひとくくりに怖いというレッテルを貼るのは間違っているのではないか」と、その発言の誤りを指摘したなら、その場の空気は大きく変わるでしょうし、Aさんは救われたような気持ちになるでしょう。

そして、Aさんは、その発言をしてくれた同僚を信頼できる人だと思い、その同僚と二人きりになったとき、「周りの誰にも言っていないのだが、自分は 同和地区出身だ」と、カミングアウトしてくれるかもしれません。すなわち、人権を学び、高い人権意識を持つことは、新しい人との出会いに結びつくのです。

普段の言動から、「この人は偏見を持っていない」「この人は高い人権意識を持っている」とみなされる人は、あるとき「これまで誰にも言ってこなかったが、自分は同性愛者なのだ」「自分は在日韓国・朝鮮人だ」などと、それまで「見えない存在」であったマイノリティからカミングアウトを受けることがあるのです。

人権を学び、高い人権意識を持つことは、自分とは異なる人生を歩んできた人と出会い、互いに学び合える、そうした豊かな人間関係をつくることにつながるのです。

人権を学ぶことは、他者のためだけではなく、自分にも返ってくるものが大きいのです。

様々な人権課題への正しい理解を深めるための教育、啓発に取り組めます。

それぞれの人権課題について

1 女性の人権

国連は、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」、翌年からの 10 年間を「国連婦人の 10 年」とし、男女平等のための行動を本格的に開始しました。

昭和 54（1979）年には、職場や家庭などあらゆる分野で、女性に対して差別的な法律はもちろん、規則や慣習等も見直していくことを規定した「女子差別撤廃条約」を採択し、日本は昭和 60（1985）年に締結しました。

昭和 60（1985）年の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）成立後、女性の就労環境を改善する法律が整備されてきましたが、セクシュアルハラスメント【注 10】やマタニティハラスメント【注 11】など、女性の人権に関する重大な問題があります。

平成 11（1999）年、「男女共同参画社会基本法」の施行や平成 28（2016）年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の全面施行により、女性が活躍し豊かで活力のある社会の実現が求められるようになりました。

ところが、男女の格差を測る国際的指数である「ジェンダーギャップ指数」【注 12】で、日本は 149 ヶ国中 110 位（2018 年）となっています。これをみると「今は男女平等」とは言い切れない現状があることがわかります。

男女平等の理念は日本国憲法に明記されており、法制上も男女平等の原則が確立されています。男女は対等であり、性別による差別的な取り扱いを受けず、個人の能力を発揮する機会が確保され、社会のあらゆる分野における活動に自らの意思で参画するとともに互いに責任を分かち合う社会をめざした取り組みが進められています。

しかし、人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識は、家庭や職場において様々な**女性差別**を生み、仕事でも家庭でも地域でも、女性も男性も自分らしく暮らせる**男女共同参画社会の実現を阻む大きな障害**の一つとなっています。高度経済成長期以降、男性の長時間労働が求められるようになりました。そこには女性の家事負担が前提にあり、男女双方が抱える問題といえます。女性の就労率は上昇していますが、固定的性別役割分担意識が解消されないことにより、働く女性の負担の増大など、様々な問題があります。

男女が対等で、互いに尊重しあえる共生社会づくりのためには、教育や啓発による意識改革だけではなく、育児や介護の負担を軽減させるための施策の充実など、具体的な条件整備を進めていく必要があります。

また、配偶者などからの女性に対する暴力も深刻な人権侵害です。平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）が施行され、相談対応や予防啓発が求められるようになりました。DV の被害者は多くの場

合女性であり、その背景には固定的性別役割分担意識や男女間の経済格差等、社会構造の問題が関与していると言われています。

DVを予防するためには、夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方がないといった社会通念や、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差など、構造的な問題を社会全体で解決する必要があります。**互いに対等で尊重しあう立場では、暴力は生じません。男性が自分の中にある女性に対する見下し意識を克服することが大切です。**

また、加害者自身が怒りの感情を自分でコントロールする「アンガーマネジメント」の習得も考えられます。DVの仕組みを正しく理解し、加害者を減らすための講座の開催や被害者自身が安心、自由、自信を取り戻すための支援に取り組みます。

ほかにも、性犯罪やストーカー行為などの被害者の多くは女性です。**JKビジネス【注13】**やアダルトビデオ等への出演強要、人身売買など、女性の心身を傷つける事案は後をたちません。

これらの人権問題に加えて、「同和地区出身者である」「障害がある」「外国籍である」等の女性は、複合的な差別と向き合わねばならない厳しい状況にあります。

女性だから、という理由で自分らしく生きる権利を侵害されない社会づくりのために、この問題についての関心と理解を促す啓発を進めます。

岸和田市では

- 岸和田と言えば「だんじり祭」が有名です。**だんじり祭では男女で関わり方に違いがあり、「女性はだんじりに乗れない・乗らない」ことが、子どものうちから伝統の一部として受け継がれています。**
- 平成4（1992）年に「きしわだ女性プラン」を策定し、現在、「岸和田市男女共同参画推進計画一第3期きしわだ女性プラン」を推進しています。平成23（2011）年4月に「岸和田市男女共同参画推進条例」が施行され、市民、事業者、教育関係者と協働し、男女共同参画のまちづくりに取り組んでいます。
- 平成26（2014）年度実施「男女共同参画に関する市民意識調査」結果
男女の平等感に関する質問では、「社会通念・慣習やしきたり」や「政治の場」、「社会全体」で「男性の優遇」を感じている人は60%を超えていました。また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えに関する質問では、「賛成派」は47.3%、「反対派」は36.0%でした。
- 令和3（2021）年度の「（仮）岸和田市男女共同参画推進計画」の策定準備を進めます。各課題の解決に向けた施策を検討します。
- 平成元（1989）年に開館した女性センターが平成31（2019）年3月に閉館、同年4月に男女共同参画センターが開館しました。男女共同参画推進の拠点施設として事業を推進します。

2 子どもの人権

平成元（1989）年の国連総会で、子どもを権利行使の主体と明確に位置付けた「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が採択されました。日本も平成6（1994）年4月に、この条約を批准しました。

平成12（2000）年11月には、社会的に弱い立場にある子どもへの虐待を防止するため、「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）が施行されました。

平成25（2013）年9月には、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として「いじめ防止対策推進法」が施行されました。平成26（2014）年1月には、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されています。また、令和元（2019）年6月に、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、親の体罰禁止や児童相談所の体制強化、DV対応機関との連携強化などが規定されました。

これら、子どもを守るための法律が整備されてきたように、本来、子どもは「守られるべき存在」です。と同時に、「権利の主体」でもあります。大人も子どもも、人が人として生きる権利の重みは変わりません。子どもも一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

しかしながら、子どもの尊厳を傷つけ、健やかな成長を阻害するような問題が多発しているのが現状です。

認知された子どもへの虐待件数は増加し、虐待により死に至った痛ましい事案も後を絶ちません。また、いじめがインターネットやSNS（ソーシャルネットワークサービス）によって広がり、深刻化する事例もでてきています。SNSのグループ内でのやり取りなどは、周りの大人にとって、いじめに気づくことが難しく、発見や対処が遅れることがあります。

いじめは、自殺や殺傷事件等に至る場合があるように、重大な人権侵害であることを誰もが認識する必要があります。ほかに、体罰や不登校、学校における暴力行為など、子どもを取り巻く問題は深刻になってきています。

このほか、児童買春やインターネット上における児童ポルノの氾濫など、**児童を性的なビジネスの対象にする問題**もあります。大人の身勝手によって子どもの心身が深く傷つけられ、子どもを犯罪に巻き込むような行為は決して許されるものではありません。子どもはかけがえのない存在であり、人としての尊厳を生まれながらに有していることを十分に認識し、一人ひとりの大人が自覚をもって子どもと向き合うことが必要です。

さらに、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現には、貧困問題の早急な解決が求められています。教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援など、世帯全体を支援することにより、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整える必要があります。

このほか、子どもが生まれても夫又は前夫を子の父とすることをためらい、母が出生届を提出しないことによる「無戸籍の子ども」【注 14】が直面する問題もあります。戸籍取得に向けた支援や無戸籍であっても乳幼児健診、予防接種、健康保険、小中学校への通学などがスムーズにできる仕組みが必要です。

子どもは適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長や発達、自立を保障される権利を持っています。

子どもが持つこれらの権利を守るために、必要な支援を検討し、社会全体で取り組んでいく必要があります。

これらの様々な個別課題に応じた施策の推進、子どもに関わる部署間の連携により、子どもの権利が守られる環境づくりを進めます。

子どもの健やかな成長を阻害する様々な問題が顕在化している現在、人権尊重の精神を、日常生活における具体的な取り組みを可能にする技術・技能や態度の育成にまで浸透させるために、学校におけるあらゆる教育の過程において人権尊重の精神を徹底します。

岸和田市では

- 平成16（2004）年6月に「児童虐待防止ネットワーク部会」を設立し、平成17（2005）年4月には「家庭児童相談担当」を設置しました。現在、「岸和田市子育て支援地域協議会」を設置し、「児童虐待防止ネットワーク部会」のほか、「障害児療育部会」や「子育て支援部会」において関係機関等と連携した子ども、家庭への支援を実施しています。
- 児童虐待ホットラインや家庭児童相談、育児相談や教育相談、発達相談や子ども相談ダイヤルなどの相談窓口を設置しています。いじめ問題は、「岸和田市いじめ防止基本方針」に則り、学校では、未然防止、早期発見と認知、発生時の対処を組織として実施します。教育委員会では、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・スクールロイヤーなどの専門家の派遣により学校への指導・支援を実施しています。

3 高齢者の人権

現在、4人に1人が65歳以上の高齢者である日本は、世界で最も高い高齢化率となっています。かつては、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、生活の様々な場面で支え合いの機能がありましたが、高齢化や人口減少が進み、人のつながりが弱まってきました。人生の様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会づくりが求められています。

高齢者の尊厳の保持にとって高齢者虐待を防止することが重要であることから、平成18（2006）年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行されました。しかしながら、老老介護や介護離職など介護者が精神的、身体的に過重な負担を強いられたり、負担を軽減できる支援と結びつかず孤立したりするケースなど、虐待につながったり、問題が重篤化し

たりする事案もあります。日頃から、高齢者や高齢者がいる家庭の存在に気づき気軽に声かけができるような関係づくりや、地域での課題を一人ひとりが「我が事」として捉えられるような意識づくりが大切です。

養護者からの虐待以外にも、高齢者の尊厳を傷つけるような事案も依然として発生しています。認知症高齢者への対応や特殊詐欺、施設におけるプライバシーの侵害や身体拘束など、高齢者を取り巻く社会問題は多様化しています。

今後、さらに増大する高齢者や認知症当事者の権利擁護や社会参加の促進、地域生活の充実が求められます。高齢者を保護の対象と決めつけ、意向を無視する行為は、高齢者の自己決定権の侵害につながりかねません。恋愛や結婚、趣味や生きがいづくりなど、自分らしい生き方を高齢者自らが選択し決定する権利を守るためには周囲の理解が必要です。高齢者を敬い、高齢者の想いに寄り添う姿勢を育むことをめざして、高齢者や認知症当事者への理解のための啓発に取り組みます。

地域で暮らす高齢者を支える両輪は、**専門性のある支援者のネットワークが有効に機能することと、地域に住む人たちが見守りや支援の重要性に気づき、様々な課題を自分ごととして考えようとする意識形成を進めることと言えるでしょう。**

高齢者が必要に応じて福祉、介護、医療の支援を受けられるよう、行政と専門機関、地域の連携強化を図ります。また、高齢であるが故に就労の継続や住宅の確保の機会が奪われることがないよう、関係する機関や団体との連携を進めます。孤独死や買い物弱者をなくすために必要な仕組みを検討し、高齢者が安心、安全に生活するための施策に取り組みます。

岸和田市では

- 平成 20（2008）年 4 月に「岸和田市高齢者虐待防止ネットワーク」を立ち上げ、関係機関や民間団体等との連携協力体制を推進してきました。
- 平成 25（2013）年 10 月に高齢者の総合相談窓口「岸和田市地域包括支援センター」を 3ヶ所から 6ヶ所に増設しました。より身近な地域での相談が可能となりました。
- 「介護者家族の会」や「街かどデイハウス」、「認知症カフェ」、「認知症サポーター養成講座」など、地域に根ざした市民・介護保険事業者・医療機関による取り組みが続けられており、行政も支援しています。
- 行方がわからなくなった認知症高齢者などの早期発見のために「徘徊高齢者見守りネットワーク」を構築し、地域における支援体制の充実に努めています。
- 平成 29（2017）年 4 月から「認知症初期集中支援チーム」を設置し、複数の専門職で、本人や家族への初期の支援を包括的・集中的に行っています。
- 相談事業の中で、高齢者虐待が疑われるなど、支援が必要な事案については、速やかな対応に努めます。

4 障害のある人の人権

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていきたいと思っています。いろいろな人が互いに支えあい、それぞれの個性や能力を活かしながら、共に生きる社会をつくっていくことがみんなの願いです。しかし、生活の様々な場にバリアがあることにより、自分らしく生きることができない人もいます。障害がある人もない人も、自分らしい生活ができる社会をつくるには、これまでとは違う発想への転換が必要です。

これまでは、日常生活に障害があるのは、その人の心身の機能の状態に基づくといった考え方（医学モデル）で、障害を個人の問題としてとらえる傾向が一般的でした。そのことが、障害のある人に対する差別、虐待、特別視や家族による介護の重視につながりやすくなっていました。近年は、障害は、街のづくり、慣習や制度、文化、情報、人々の考えなど社会がバリアを作り出していることによるという考え方（社会モデル）が強まり、そのようなバリアを除くのは、社会の責務であるにとらえられるようになっていきます。つまり、障害は社会のあり方がもたらしているのです。

このような社会モデルの考え方を周知し、誰もが互いの人格と個性を認め尊重し支えあう共生社会を実現するため、制度や環境を整え、心のバリアをなくす取り組みを進めます。

平成 18（2006）年 12 月の国連総会で「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が全会一致で採択され、日本は、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等、国内法を整備し、平成 26（2014）年 1 月に条約を締結しました。

国内では平成 5（1993）年に、すべての障害者は社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを示した「障害者基本法」が施行され、平成 16（2004）年には障害を理由とする差別禁止の規定が追加されました。

また、平成 24（2012）年 10 月には自治体への通報などを義務付けた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行されました。そして、平成 28（2016）年 4 月に「障害者差別解消法」が施行されました。法律には、不当な差別取扱いの禁止と、合理的配慮【注 15】の提供が定められています。合理的配慮の提供は、障害の特性や配慮を求められる場面の状況が異なるため、当事者との対話を通じて、相互理解を得ながら必要な対応を行っていきます。また、相談窓口のより一層の周知のため、手帳交付時や更新時などの機会を捉えて効果的に情報提供を行います。

大阪府では、平成 28（2016）年 4 月に、「障がいを理由とする差別のない、共に生きる大阪の社会」をめざし、「大阪府障がい者差別解消条例」が制定され、広域支援相談員の設置や紛争事案の解決のため、あっせんに応じるなどの取り組みをしています。障害者差別の解消に向けた取り組みが円滑に進むよう、広域支援相談員や大阪府、各自治体との連携を強化します。

一方で、法が整っても、障害のある人は生活の様々な場で差別や偏見を感じているという現状もあります。平成 30（2018）年に特に顕在化した問題の一つに、障害者雇用の水増し問題があります。これは、障害のある人の社会参加や自己実現、自立した生活を阻害する要因の一つになるような行為です。

このほか、社会福祉施設などの設置に際して施設コンフリクト（地域住民との摩擦の問題）もあります。「施設をつくろう」とする側と、「自分のまちにつくってほしくない」とする側との対立が各地で起こっています。誰もが社会福祉施設の必要性を理解していても、障害のある人への理解が十分に深まっていないことが根底にあります。特に精神障害者をめぐっては、社会的にネガティブに解釈されやすい情報も多く、根強い偏見があるのが現実です。排除や否定は暴力につながることを理解を広める取り組みを継続します。

平成 28（2016）年 7 月、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、施設入所者 19 名の命が奪われ、多くの方が負傷するという事件が発生しました。

この事件の根底には優生思想があったと報道されています。

また、旧優生保護法に基づき行われた強制不妊手術については、厚生労働省において実態調査を前提とした資料の保全依頼が行われるなどの対応がなされているところです。

「不良な子孫の出生防止」「母体の生命健康の保護」を目的に不妊手術や人工妊娠中絶を認めた優生保護法により、本人の同意がなくとも、遺伝性疾患などで公益上必要がある場合、医師の申請に基づき都道府県優生保護審査会において決定の上、不妊手術を実施しました。大阪府発行の『衛生年報』では、医師の申請による優生手術（強制不妊手術）は 619 件にのぼっています。**（※昭和 24 年～55 年。昭和 23 年、27 年、28 年は資料なし。昭和 56 年以降は実績なし）**本人の同意や意思がないままに実施された強制手術は、人権をないがしろにした誤った思想、法律に基づくものであり、当事者による謝罪や補償を求めた裁判が起こり始めました。

平成 31（2019）年 4 月、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が施行されました。今後、できうる取り組みを検討します。

いわゆる「健常者」は、障害のある人を差別しようとか排除しようという悪意がなくても、障害のある人に対して、無意識のうちに自分は「助けてあげる側」にいたいと思いこんでしまいがちです。支援を「する側」と「される側」で線引きをしてしまうと、障害のある人の意思の尊重や主体性の理解が進まなくなる場合もあります。

障害のある人は守られるだけの存在ではなく、支援を受けながら住み慣れた地域で自立した生活をしたり、支援する側にまわったりする人もいます。一人ひとりの想いを聴き、主体性を理解して必要な支援を心がけることが大切です。

今は障害のない人も、加齢と共に心身の機能が衰えます。また、外見からは分かりにくい障害があり、理解や支援を必要としている人もいます。障害のある人が暮らし

やすいまちとは、「いま、障害のある」人たちのためだけではなく、どんな立場の人
も安心して暮らせるまちと言えるでしょう。

インクルーシブ【注 16】な社会をつくっていくために、社会のバリア及び心のバ
リアをなくしていくための取り組みを進めます。

岸和田市では

- 近年、障害当事者自身による、障害のある人の自立や社会参加をめざした活動や、**障害及び障害のある人に対する理解や地域で様々な人が暮らす共生社会づくりを進めるための**出前講座などの取り組みが広がっています。
- 平成 20（2008）年度に「障害者自立支援協議会」を設置し、様々な関係者が連携し、障害がある人の支援に必要な取り組みを続けています。
- 平成 24（2012）年 4 月に計画相談支援（障害福祉サービスなどのケアマネジメント）が始まり、相談支援専門員が利用者のニーズを把握し、必要な支援を調整する仕組みができました。
- 平成 24（2012）年 10 月の障害者虐待防止法施行により、障害者虐待の通報や届け出、相談の窓口として市役所内に「障害者虐待防止センター」を設置しました。障害者虐待防止センターでは、広報紙掲載や障害者虐待防止パンフレット等の配布により、通報相談窓口の周知や障害者虐待防止の啓発をしています。障害者虐待事案は関係機関と連携し、必要に応じて弁護士などの専門的助言を得て対応しています。
- 平成 27（2015）年 4 月に、「障害者基幹相談支援センター」を開設しました。障害のある人の総合的な相談窓口として、市民や関係機関からの相談に応じています。
- 平成 28（2016）年 4 月の「障害者差別解消法」施行により、職員対応要領を策定し、「障害者差別解消支援地域協議会」を設置しました。障害者差別を解消するためのセミナーも毎年開催しています。
- 援助や配慮を必要とする人が援助や配慮を受けられやすくなるように、平成 29（2017）年 6 月からヘルプマーク【注 17】ストラップを、同年 11 月からヘルプカードを配布しています。
- 平成 31（2019）年 4 月に、「岸和田市手話言語条例」を施行し、普及啓発に努めています。
- 障害がある人の実習受け入れを継続実施し、障害の理解促進と就労支援に努めます。
- 障害者差別解消法の趣旨を広く周知します。合理的配慮への理解を深めるための啓発に取り組むとともに、各部署及び市内事業所における実態把握に努めます。

5 被差別部落（同和地区）出身者の人権

同和問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお日常生活の上で差別を受けるなどの日本固有の人権問題です。

昭和 40（1965）年に出された国の同和对策審議会の答申は、同和問題を居住権や教育権などの基本的人権が保障されていない問題であると示しました。これを受けて、財政上の特別措置を講じるための法律が定められ、昭和 44（1969）年から平成 14（2002）年までの 33 年間、国は地方公共団体と共に地域の住宅や道路などの生活環境を改善する事業を実施し、同和地区の劣悪な生活環境は大幅に改善されました。

しかしながら、平成 29（2017）年度に内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」において、**部落差別等の同和問題に関し**、現在、どのような人権問題が起きていると思うかの質問で、「結婚問題で周囲の反対を受けること」と回答している人の割合が 40.1%のほか、「差別的な言動をされること」や「身元調査をされること」、「就職・職場で不利な扱いを受けること」と回答している人の割合がいずれも 20%を超えています。

また、平成 27（2015）年度に大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査」において、住宅を選ぶ際に重視する立地条件として「近隣に同和地区があると言われるていないか」と回答した人の割合が 13.4%であることから、忌避意識の払拭が同和問題の解決のための大きな課題のひとつであることがわかります。

依然として存在する結婚差別、差別発言、差別落書き等の人権問題のほか、差別的な内容の文書の送付やインターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案も発生しています。

これらの問題を解消するために平成 28（2016）年 12 月に「部落差別解消推進法」が施行されました。現在もおお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、市には必要な施策を実施する責務があります。

これまで、同和問題に関する啓発は続けてきましたが、同和問題に対する誤解や偏見の多さは課題のひとつとなっています。また、平成 14（2002）年の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後、学校教育や社会教育における同和教育、啓発事業の変化に伴い、同和問題を知らない人が増えてきたという実態もあります。

私たちは、噂話やインターネット上の書き込みなどを通して、同和地区や同和地区出身者に関する誤解や偏見に接することがあります。その際、同和問題に関する正しい知識を持たず、そうした誤解や偏見を批判的に受けとめる力がなければ、容易に誤解や偏見を受け入れてしまうかもしれません。したがって、「部落差別をなくするには、何も知らない人に教えることなどせず、そっとしておくのがいい」（寝た子を起すな論）は、間違っているのです。同和地区や同和地区出身者に関する誤解や偏見のなかには、これまで世代を越えて伝えられてきたものが少なくありません。そのため、寝た子を起さずにいると、誤解や偏見がさらに次の世代に伝えられてしまうでしょう。それゆえ、こうした負の連鎖を断つ教育・啓発が大事なのです。

また一方、「同和地区出身の人はかたまって住まずに分散して住めばいい」（分散論）という考えもあります。これは差別の原因が差別される側にあり、問題解決の責任を同和地区出身者のみに負わせようとするもので、同和問題の解消にはなりません。

同和問題への正しい知識を増やし理解を深め、**おかしいことには態度で示せる人**を増やしていくために、学校や地域、職場において気づきや学びの場を継続して設けます。

また、同和問題の解決を阻む大きな要因になっているもののひとつに、「えせ同和行為」があります。同和問題を口実として高額な図書や機関紙を売りつけたり、寄付金、賛助金・融資を強要するなど、不当に利益を得る行為を言います。

えせ同和行為は、同和問題について誤った差別意識を植え付けるとともに、国、地方公共団体、民間運動団体等が永年にわたって努力してきた同和問題の解決のための教育や啓発の効果を覆すことにもなりかねません。えせ同和行為に対処するためには、同和問題に関する正しい知識を得ることを通じて、そのような行為に対して毅然とした態度で臨むことが重要です。

同和問題への正しい知識と理解を深める機会の提供をはじめ、部落差別につながるような調査の規制をめざした取り組みなど、継続した施策を実施します。

岸和田市では

- 「同和地区が存在しないために、この問題の重大さや深刻さが厳しい形で認識されるということが少なかったと言える」（『岸和田市史』第5巻）とあるように、今もなお、差別や偏見によって様々な権利を侵害されている人の存在を認識しにくいことが岸和田市の課題の一つに挙げられます。
- 「人口の流動化が激しい現代でも、同和地区出身の人は代々同じ所に住む」ということは決してありません。同和地区がないから、同和地区出身の人はいないとは言えず、同和地区が存在しない＝当事者がいない＝差別はない、ということにはなりません。「同和問題は、自分には（岸和田市には）関係のない話」にはなりません。同和問題を自分ごととして捉え、「差別や偏見をなくすために取り組む人」を増やすための啓発や教育を続けます。
- 平成31（2019）年4月に、「岸和田市人権教育基本方針」を改訂しました。方針の実施に当たっては、「教育の主体性を保ち、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係諸機関及び諸団体とそれぞれの役割を分担しつつ一層連携して推進しなければならない。」としています。また、「人権教育基本的推進方向」として、「参加体験型学習も含め、教職員の同和問題についての認識と理解を深める研修を進めている。また、すべての人々が同和問題を理解し、人権意識を高めるために、学校、地域社会では人権啓発冊子の配布や講演会の実施など、あらゆる機会を通じて積極的な啓発に努めていかなければならない。」と、学校教育と社会教育の連携、強化を明確にしています。部落差別解消推進法に基づき、必要な施策を推進します。

6 地域で暮らす外国籍の人の人権

岸和田市では外国籍の人のうち、39.0%が韓国・朝鮮籍となっています。（平成 30（2018）年 12 月 31 日現在）これらの人のなかには、差別や偏見を避けるために本名を名乗らずに、日本名（通名）で生活している人もいます。日本が朝鮮半島を領土としていた歴史的経緯を正しく理解しないまま、誤った認識により差別や偏見を引き継いでいては多文化共生をめざす時代のあるべき姿に近づけません。**特に、レイシャルハラスメントやヘイトスピーチは**人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、決して許されないものです。

こうした差別的言動を解消するため、平成 28（2016）年 6 月に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。確かに表現の自由は日本国憲法で保障されていますが、誰かの人権を踏みにじるような表現を認めているものではありません。多文化共生の社会をめざしてこの法律の趣旨を踏まえ、正しい歴史認識ができるような機会をつくります。

また、近年、地域で生活する外国人を見かけることが増えてきました。ニューカマー【注 18】と言われる人たちは、技能実習生として来日する人が多く、実習受入先の姿勢により、様々な問題を抱えています。特に、実習生を安価な労働力とみなすような事業所の対応は制度の悪用であり、外国人の人権を踏みにじる社会問題となっています。

ニューカマーにとっては**それぞれの母語とともに**日本語の習得も重要な問題です。

職場は もちろん医療や子どもの教育など生活全般において、言葉の問題はたいへん厳しい状況にあります。また、生活習慣や文化の違いからくる相互理解の欠如は、近隣住民とのトラブルを引き起こす可能性もあります。日常生活における様々な違いを住民同士が互いに学び合い、多様性を大切にする気運を醸成するための機会をつくります。

このようななか、平成 30（2018）年 12 月に、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が公布されました。今後、単純労働を含む外国人労働者の受け入れの拡大が始まると、岸和田市に住む外国人のさらなる増加が予想されます。さらに、今回新設された「特定技能 2 号」に認定されると家族の帯同も可能となるため、複雑多岐にわたる生活全般の問題の発生が予想されます。

また、令和元（2019）年 6 月に、「日本語教育の推進に関する法律」が公布、施行されました。外国人等（日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する人）に対し、地方公共団体は日本語教育の推進、関係者間の連携強化、基本方針の制定等の実施に努めることとなりました。

日本語教育のほか、ニューカマーの人権及び地域住民の人権を尊重しあうために必要な施策を進めます。また、市の各部署の窓口では、手続きが分かりやすくスムーズになるよう、書類の検討などの業務の工夫に取り組みます。

岸和田市では

- 大正時代、市内の紡績工場が朝鮮人女性の本格的、計画的募集を実施し雇用を増加したため、女性の在住朝鮮人が多くなったという経過があります。
- 岸和田市国際親善協会では、会員向けにボランティアで外国人の日本語指導をしています。この「日本語サロン」は、日本語だけでなく日本の文化を学べたり、日々の困りごとを相談できたりする場、日本人と外国人の相互の学びの場となっています。また、日常生活のサポートの一環として、必要に応じて通訳支援をしています。
- 外国人の転入生が増えてきています。日本語指導が必要な児童生徒に対し、定期的に指導員を派遣し、充実した学校生活を送れるよう支援しています。また、文化の違いによるいじめが起こらないように、異文化理解の教育が大切です。平成 30 年度は、「在日外国人教育をすすめるために～外国にルーツのある子どもや保護者の思いや願いを気づくには～」をテーマに幼小中高の教諭・教員対象の研修を実施しています。
- 岸和田市議会では、平成 5（1993）年 9 月、全国に先駆けて「定住外国人に対する地方選挙への参政権など人権保障に関する要望決議」を全会一致で可決しました。
- 平成 17（2005）年 8 月に、「岸和田市住民投票条例」が施行されました。住民投票の有資格者には、「満 18 歳以上の定住外国人」も含まれました。
- ヘイトスピーチを許さない毅然とした態度を貫きます。
- 市には外国籍の人たちの生活に密着した支援を担当する部署はありません。まずは、市役所の窓口の各種申請様式を工夫することの提案など、言葉の問題を解消する方策を研究します。

7 HIV 感染者やウイルス性肝炎等の感染者の人権

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症やウイルス性肝炎等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とは言えない状況にあります。これらの感染者・患者等が周囲の人々の誤った知識や偏見等によって、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きています。

HIV や B・C 型のウイルス性肝炎は、主に性行為や血液を介して感染し、日常の接触では感染しません。一人ひとりが感染症に対する正しい知識と理解を持ち、感染者患者が偏見や差別で苦しむことなく、安心して学び、働き、生活できる社会を築くための理解の機会をつくります。

岸和田市では

- 平成 8（1996）年から 3 年間、文部省（現文部科学省）から、エイズ教育（性教育）推進地域事業指定に春木小学校、春木中学校と府立岸和田高校が指定され、学校、地域、家庭の三者で活動推進に努めてきました。現在は、学校教育を中心として、正しい知識や実践力を習得するよう性教育の充実に努めています。

8 ハンセン病患者・元患者の人権

ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症ですが、感染力は弱く、感染したとしても発病することは極めてまれで、万一発病しても現在では優れた治療薬が開発されており、早期発見・早期治療により後遺症を残さずに治る病気になっています。

明治時代に「ハンセン病は感染症」という情報が日本にも入ってきましたが、それまで信じられていた遺伝病説は完全には消えず、さらに必要以上に感染症であることが強調され社会に広まりました。そして、「患者を隔離することによってのみ社会が救われる」と考えられてしまいました。

明治 40（1907）年に制定された「らい予防法」によって、強制的な隔離政策が進められ、平成 8（1996）年に法律が廃止されるまで、患者は家族と引き裂かれ療養所に強制入所させられました。隔離政策が社会の偏見や差別意識を助長し、患者やその家族に大きな苦難と苦痛を強いてきました。

強制的な隔離政策で人権を侵害されたとして、ハンセン病療養所の入所者らが起こした「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」で、平成 13（2001）年に原告の主張をほぼ認めた判決が出されました。そして同年、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、その名誉回復等を国が行うこととされました。しかし、平成 15（2003）年 11 月にあった熊本県内のホテルのハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件に見られるように、病気に対する根強い誤解や無理解が入所者の地域社会への復帰や交流を妨げています。また、入所者自身が高齢で身寄りがないことや長期間にわたり社会との交流を絶たれてきたことなどから、社会復帰が困難な状況もあります。

平成 20（2008）年 6 月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定され、「何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定されています。

また、国は 6 月 22 日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」としています。

入所者が地域社会へ復帰・交流することのできる環境を整えるため、ハンセン病に関する正しい知識と理解を深める機会をつくれます。

岸和田市では

- 平成 22（2010）年度は、ハンセン病回復者や支援者による講演を実施しました。
- 平成 23（2011）年度は岸和田市を南北に貫く、通称、小栗街道にまつわる説経節「おぐり」を題材にした講演を実施しました。「おぐり」は、街道の名前の由来である小栗判官がハンセン病になって熊野詣をし、湯の峯温泉に入って全快する物語です。国立療養所は遠く離れた場所にありますが、ハンセン病とのつながりは身近にもあるものと伝えました。
- 人権を考える市民の集い等のアンケートで、「関心のある人権テーマ」の質問ではハンセン病は残念ながらいつも低い順位となっていました。関心を持ってもらいにくいテーマであればこそ、定期的に啓発を続けます。

9 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別は根強く、**地域社会から排除されたり、**定職や住居を確保できない等の人権問題が発生しています。罪を償い社会復帰をめざす人たちにとって、家族からの拒絶や社会からの孤立は更生意欲の低下や再犯の可能性につながりやすく、厳しい状況だと言えます。

刑を終えて出所した人が地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人が更生意欲を維持し強い意志で努力を続けると共に、家族、職場、地域など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。社会復帰後も途切れることなく、必要な指導や支援を受けられる仕組みは十分とは言えませんが、再犯防止のためにも、社会全体で関心と理解を深めるための取り組みが必要です。

平成 28（2016）年 12 月に、「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されています。再犯防止の啓発については、毎年 7 月を強調月間として「社会を明るくする運動」が実施されています。

これらの意義を踏まえ、刑を終えて出所した人々に対する偏見や差別をなくすため、更生を支援する民間団体との連携などによる啓発を継続し、再犯防止にむけた気運の醸成に努めます。

一方で、罪を犯した障害のある人や高齢者の中には、刑を終えて出所しても、必要な支援にうまく結びつかず、生活に困難をきたし、罪を重ねるという現状があります。

こうして入出所を繰り返す人には社会生活に移行するための支援が必要です。福祉サービスの利用、住居の設定、就労の確保など、安定した地域生活をめざした支援を進めるための必要な連携に取り組みます。

岸和田市では

- 岸和田地区保護司会、岸和田地区更生保護女性会、岸和田地区協力雇用主会の方々が地方更生保護委員会や保護観察所などの国の機関や関係機関と連携して更生保護活動を進めています。刑務所・少年院を仮釈放・仮退院する人の帰住先の環境調整、保護観察、生活、就職等の支援などの幅広い活動があります。
- 平成 30（2018）年度の人権問題専門講座のテーマとして、市内事業所へも PR をしました。協力雇用主を増やし、罪を犯した人の後方支援につながるような取り組みに努めます。

10 犯罪被害者の人権

誰もが犯罪被害者になる可能性があります。思いがけず犯罪に巻き込まれ、被害者となった人たちが置かれている状況や心情について、私たち一人ひとりが正しく理解し、自分自身に関わる問題として考えていくことが必要です。犯罪はそれ自体が人権を無視した行為です。犯罪被害者は、突然の理不尽な行為により命を奪われたり、身体や心を傷付けられるといった直接的な被害のほかに、捜査や裁判の過程における精神的負担や時間的・経済的負担などにより生活の激変を余儀なくされます。

さらに、事件後に生じるさまざまな二次的被害を受けることもあります。例えば、

興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、過剰な取材や報道により私生活の平穏が脅かされたりする問題は、犯罪被害者はもちろん、家族の人権の侵害にもつながります。

また、被害を受けた原因の一端が被害者自身にあるかのような誤解や誹謗、中傷によって社会から孤立したり、退職や転居を余儀なくされるなど、被害者側でありながら失うものがあまりにも大きく、支援が必要とされてきました。

その対策として、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、平成 17（2005）年 4 月に「犯罪被害者等基本法」が施行されました。

大阪府では、「大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針」を平成 18（2006）年 12 月に策定し、犯罪被害者支援を推進してきましたが、平成 30（2018）年 4 月の改定後、さらなる支援の充実を図るため、平成 31（2019）年 4 月に「大阪府犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

これらを踏まえ、国や府、犯罪被害者等の援助を行う民間団体等と連携した取り組みを進めます。

毎年 11 月 25 日から 12 月 1 日までの 1 週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉または生活の平穏への配慮の重要性等について、理解を深めてもらうことを目的とした活動が展開されています。

犯罪被害者や家族が平穏な生活を取り戻すことができるよう、社会全体で支えていくための啓発を進めます。

岸和田市では

- 人権啓発のテーマで関心のあるものをたずねたアンケートで、犯罪被害者の人権についても関心の低さがあったため、平成 30（2018）年度の人権問題専門講座のテーマとしました。
- 自らが犯罪の被害者になることは想像しにくいかもしれませんが、最近、煽り運転による事故やトラブルが頻繁に報道されるように、いつ、どんな犯罪に巻き込まれるか予測ができません。周りの人が被害に遭った時に、二次的被害を与えてしまわないためにも、被害者に寄り添う気持ちを育めるような啓発に取り組みます。

11 インターネットを悪用した人権侵害

インターネットは私たちの生活の利便性を高めるものとして、急速に普及してきました。いつでも手軽に情報を入手でき、誰でも容易に情報を発信できるため生活に欠かせないものとなっています。しかし一方で、他人への中傷や侮辱、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書込み、インターネット上でいいじめなど人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れています。ヘイトスピーチや、同和問題に関して差別を助長するような内容の書込みがされることもあります。

私たちには表現の自由はあるものの、**他者の人権を侵害するような表現は許される**

ものではありません。インターネットを扱う一人ひとりが、モラルと人権意識を高める必要があります。情報を発信するときには、たとえ悪意がなくとも、他者の人権侵害につながることをないように個人情報やプライバシーの保護に細心の注意をはらわねばなりません。また、自身を守ることへの留意も大切です。

一度、インターネット上に出た情報は削除することが極めて困難です。リベンジポルノ【注 19】などにより、生涯にわたり苦しむ結果にならないように、写真や情報を慎重に取り扱うことへの理解を深めるための啓発をします。

情報を受けとる側になるとときには、メディア・リテラシー（様々な情報に惑わされることなく主体的・批判的に情報を読み解く能力）を高めようとする意識を子どもの頃から育てていくための機会をつくります。

また、近年、アダルトサイトや薬物サイト、自殺や違法行為を助長するサイトなど、様々な有害サイトがあふれています。これらの有害情報に起因して犯罪やトラブルに巻き込まれ、被害に遭うなどの人権侵害事案も発生しています。特に、子どもは判断力や対応力が乏しいため、フィルタリング【注 20】などによって子どもの安全が保てるように、大人が正しい知識を身につけることが大切です。

様々な形の啓発事業を実施します。

岸和田市では

- だんじり祭や 26 号線の暴走行為（イレブンスリー）などのように、偏ったイメージでの報道や情報発信をされることがあります。特に、だんじり祭については、一部を切り取って誇張された情報は現実のすべてを正しく表現していないことを岸和田市に住む私たちならば理解しやすいでしょう。しかし、何も知らない人からすると、見聞きした報道や情報を鵜呑みにして、岸和田市やだんじり祭に対する誤解や偏見を持ってしまうかもしれません。
- 学校では、教員向けに ICT 研修（情報モラル研修）を実施するとともに、資料提供等を行い、メディア・リテラシーの育成と向上を図るための教育充実に努めています。
- ものごとをひと括りにして考えたり、ひとつの側面から判断したりせず、間違った情報に与しない姿勢でメディアと向き合うことの大切さや、自由に情報発信ができるからこそ、誰かを傷つけることのないように、メディアリテラシーの啓発に取り組みます。

12 北朝鮮当局による人権侵害問題

政府が確認している最初の拉致被害が発生してから既に 40 年以上が経過しました。1970 年代から 1980 年代にかけて、北朝鮮が多くの日本人をその意思に反して北朝鮮に連れ去りました。家族と引き離され、自由とすべての権利を奪われた被害者やその家族の想いははかりしれません。

政府認定の拉致被害者 17 名の中には、失踪当時（昭和 53（1978）年 6 月）、大阪市内の飲食店で勤務していた人も含まれており、拉致問題は大阪府に暮らす私たちにとっても切実な問題です。

これまで政府は、北朝鮮側に対し、全ての被害者の安全確保及び即時帰国、真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを強く要求してきました。

平成 18（2006）年6月に、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ拉致問題等の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

法では、国及び地方公共団体の責務等のほか、毎年 12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国や自治体は拉致問題その他、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発に取り組んでいます。拉致問題の解決は我が国の喫緊の国民的課題ですが、これを含む北朝鮮当局による人権侵害問題への対処は国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。

国連総会本会議で、外国人拉致問題への深刻な懸念と早急な解決等を求める「北朝鮮人権状況決議」が平成 17（2005）年以降、毎年採択されています。

拉致問題の解決のためには、政府の外交をはじめとする様々な取り組みはもとより、一人ひとりが関心と認識を深め、「決して許さない」「必ず取り戻す」との世論を高めていく必要があります。

拉致被害者の一日も早い帰国をめざして、引き続き政府を強力に後押しする取り組みを進めます。

なお、政府が、北朝鮮による拉致被害者として認定した 17 名のうち 5 名は既に帰国を果たしましたが、残りの 12 名は帰国できないままです。また、朝鮮籍の幼児 2 名が日本国内で拉致されたことも明らかになっています。

ほかにも、特定失踪者と言われる「拉致の可能性を排除できない人々」が 881 名（令和元（2019）年 8 月 7 日現在）もおられます。その中には、岸和田市に縁のある人も数名含まれていることが公表されています。政府は認定の有無に関わらず、全ての拉致被害者を一刻も早く帰国させるよう北朝鮮に強く求めています。

拉致問題は北朝鮮という国家による犯罪であり、在日韓国・朝鮮人や北朝鮮の一般の国民には何の責任もありません。拉致問題について考える際には外国人の人権への配慮が必要であることの周知にも留意します。

岸和田市では

- 平成 26（2014）年度の人権を考える市民の集いは、拉致被害者のひとりである蓮池薫さんの講演でした。定員（500 名）を超えたためホールに入場いただけなかった人も多数おられ、拉致問題への関心の高さがうかがえました。
- 平成 30（2018）年の岸和田市議会第 4 回定例会において、「北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書」が上程、採択されました。
- 「拉致問題を考える国民の集い in 大阪」が平成 29（2017）年度から 2 年続けて開催されました。オール大阪での取り組みに継続して参加し、情報発信に努めます。
- 映画「めぐみー引き裂かれた家族の 30 年」の上映会の周知など、拉致問題解決の一助となるよう努めます。

13 ホームレスの人の人権

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人々がたくさんいます。ホームレスと言われる人々は、病気や環境上の問題から生命の危険にさらされています。また、嫌がらせや集団暴行の対象になり、不幸にも生命を落とすという事件も起こっています。これは、人間の尊厳に関わる人権問題であり、無関心のままですまされることではありません。

路上（野宿）生活に至る原因は、人によって様々です。日雇労働に長年就いてきた人たちの高齢化や会社の倒産等による失業・仕事の減少など、経済的な原因によるものが多数を占めますが、家庭内の問題など複数の原因が複雑にからみ合っているケースも少なくありません。ホームレスの多くは、アルミ缶や家電製品等の廃品を収集して得た収入で生活していますが、就職したいと望んでいる人も少なくありません。

ホームレスの自立を図るため、平成 14（2002）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）が 10 年間の限時法として施行され、平成 24（2012）年 6 月に 5 年間、平成 29（2017）年 6 月に 10 年間その期限が延長されました。

平成 25（2013）年に、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針が見直され、就業機会や居住場所の確保、保健及び医療の確保など基本的な取組方針に加え、固定・定着化が進む高齢層のホームレスに対する支援等の事項が新たに示されました。

平成 27（2015）年 3 月には、福祉の観点から実施しているホームレス自立支援事業等については、「生活困窮者自立支援法」に基づく事業として実施すること等が示されました。しかし、ホームレスの自立促進に向けた取り組みが行われる一方で、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題はなくなるという現状があります。また、路上で生活するホームレスとは異なりますが、住居を失い漫画喫茶やインターネットカフェ等の店舗で寝泊まりしながら不安定就労に従事する人々（住居喪失不安定就労者）についても、社会問題となっています。

定住や定職が困難な状況にある人の自立支援の担当部署と必要な連携をしながら、ホームレスに対する偏見や差別の解消をめざした啓発活動や相談事業に取り組みます。

岸和田市では

- 必須事業として自立相談支援事業と住居確保給付金事業を実施しています。任意事業としては、就労準備支援事業、一時生活支援事業及び学習支援事業を実施しています。
- ホームレス対象者には、定期的な巡回相談を行い、生活状況や健康状態の把握を行うとともに、必要に応じて行政サービスへの案内を行っています。
- 相談で事案があったときには、担当課を案内しています。

14 性的マイノリティ（少数者）の人権

性には、生物学的な性（からだの性）、性自認（こころの性。自分の性をどのように認識しているか）、性的指向（恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか）の3つの要素があります。性的指向（**Sexual Orientation**）と性自認（**Gender Identity**）を示す概念として、それぞれの頭文字からとって **SOGI**（ソジ）と呼ぶこともあります。

性自認や性的指向は、本人の意思で選んだり、変えたりできるものではありません。

生物学的な性と性自認が一致している人や、性的指向が異性に向いている人が多数派とされる一方で、これらにあてはまらない性的マイノリティの人がいます。SOGI に関して差別や嫌がらせ（ハラスメント）を受ける SOGI ハラの予防のための啓発を進めます。

性的マイノリティの人権問題に関する社会の理解はまだ十分に進んでおらず、差別や偏見が存在する中、多くの当事者が生きづらさを感じています。

性的指向についてのマイノリティには、**L**（レズビアン。同性を好きになる女性）、**G**（ゲイ。同性を好きになる男性）、**B**（バイセクシュアル。異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある人）がいます。性自認についてのマイノリティには、**T**（トランスジェンダー。からだの性とこころの性が一致していない人）がいます。**それぞれの頭文字をとった「LGBT」という言葉が浸透しつつありますが、L・G・B は性的指向に関すること、T は性自認に関すること、つまり、L・G・B と T は別の視点で性的少数者を表しています。**

このほか、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人、自分自身の性を決められない人や分からない人などもいるので、「LGBT」が性的少数者の全てではないことの周知に努めます。

また、「**性的少数者**」と「**そうでない人**」というようなはっきりした境界があるわけではありません。「からだの性」と「こころの性」にズレがあり、そのズレは大きなものから小さなものまであり、グラデーション【注21】になっています。

からだとこころの性が一致しないために違和感を持ったり、からだの性をこころの性に近づけるために身体の手術を通じて性の適合を望む人もいます。

平成30（2018）年に国内で行われた民間の調査では、性的マイノリティの人は全人口の8.9%という結果が出ました。約11人に1人の割合です。

学校生活で制服やトイレ、更衣室、修学旅行ほかの困難があると、不登校になるかもしれません。また、職場等で不適切な取り扱いを受けることがあるかもしれません。自分が性的マイノリティであることに気づかずに悩んだり、気づいても誰にも言えずに苦しんだり、生きづらさを感じている人は、身近にいるかもしれません。まずは、性的マイノリティの子どもたちが、他の子どもたちと同様に安心して過ごせる学校づくりをめざし、多様性を尊重する教育の充実を図ります。

ところで、テレビで見るようにゲイの人が皆、女装をして「オネエ言葉」を使うわ

けではありません。「メディアで活躍する」ゲイの人のイメージで「一般の」ゲイの人のことを決めつけて見ることは避けるべきです。一人ひとりの個性に応じた関わりについて理解する機会を増やします。

まわりの人が性的マイノリティを否定していたり、理解がなかったりすると、当事者は孤立を余儀なくされます。親や家族に理解されないときの絶望感から立ち直ることは容易ではないかもしれません。性的マイノリティの自殺率はそうでない人より高いと言われています。

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、誰もがありのまま、自分らしく生きることができる社会、誰も孤立することのない社会をめざし、性の多様性について関心と理解を深めるための啓発を強化します。

行政や民間団体による様々な取り組みが進められているなか、平成30（2018）年には性的マイノリティに対する偏見が何度もメディアで取り上げられ、社会に影響を与えました。

一方で、「ALLY（アライ）」を増やす動きも進んできました。「アライ」とは、同盟や支援を意味する英語 ally が語源で、LGBT に代表される性的マイノリティを理解し支援するという考えやその考えを持つ人のことです。

誰もがそれぞれのセクシュアリティを持っているという考え方に基づいています。

互いのセクシュアリティを尊重しあう気運の醸成をめざした取り組みを継続します。

岸和田市では

- 教職員対象の研修等を通じて適切に理解を深めるよう取り組みを推進しています。また、個々の状況に応じ、教職員が協力して児童生徒が相談しやすい体制を整えるよう努めています。
- 毎年、「男女共生担当職員研修」を開催しています。近年は、性的マイノリティの当事者による講演を実施しています。引き続き、啓発に努めます。
- 「性と生の学習」に取り組んでいる登録グループと共催講座を開催し、幅広い世代へ性の多様性についての啓発に取り組んでいます。

15 労働者をめぐる人権

他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、他者を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることをハラスメントと言いますが、職場におけるさまざまなハラスメントが社会問題化しています。

パワーハラスメント【注22】もそのひとつです。

昭和60（1985）年5月に「男女雇用機会均等法」が成立した後、平成3（1991）年に「育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）、平成5（1993）年に「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）、平成15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」、平成28（2016）年の「女性活躍推進法」の全面施行により、主に女性の就労環境を

改善する法律が整備されてきました。

「男女雇用機会均等法」では、「性別を理由とする差別」【注 23】、「間接差別」【注 24】などが禁止されています。また、職場におけるセクシュアルハラスメント対策や妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策を事業主に義務付けています。しかし、セクシュアルハラスメントのほかにも、マタニティハラスメントやパタニティハラスメント【注 25】など、職場における様々な問題があります。

近年、「育児をしながら」、「介護をしながら」、「闘病しながら」などの「ながらワーカー」が増えています。それぞれの事情を理解しあえる職場環境づくりが必要です。

働く人のワークライフバランス【注 26】を考え、必要な取り組みをする企業がある一方で、深刻な社会問題となっている過労死の原因となるようなブラック企業の存在もあります。

ほかにも、就労形態や職種、職業に関する偏見や差別、本人の適正・能力に基づかない不合理な採用選考、賃金や昇給等における男女の不当な待遇などの問題が解消されない現状もあります。

私たちの生活を支える仕事には多様な職種や働き方があります。その中で、「**現場職**」「**現業職**」や「**非正規社員**」だからと、仕事の中身やその人のことを知らないにも関わらず、仕事のイメージに優劣をつけ、一方的に判断をしてしまうことがあるかもしれません。一人ひとりの職種や働き方の違いを理解・尊重し、優劣はないという認識を広めていく必要があります。また、障害がある人や性的少数者の就労への理解促進や今後、増加すると見込まれる外国人労働者への対応が求められます。様々な背景をもった人たちで構成される職場環境をよりよくするために、関係法の周知と人権意識の向上のための啓発が必要です。

このほか、若年層の不就労問題（**ニート問題**）やひきこもりの人に対する偏見の問題があります。一人ひとりの背景を理解することなく、ひと括りにして「怠け者」「自分勝手」などと決めつけ、その存在を認めないとするのではなく、何らかの事情があり、今はそうせざるを得ない状況にある人もいると理解するための啓発を進めます。

岸和田市では

●労働相談の実施

職員による電話や面談による相談、社会保険労務士による相談を受け付けています。法的専門性の高い相談には、弁護士相談を案内しています。相談の担当者は、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、ハラスメント防止の講義など、府主催の相談員向け研修に参加してスキルを高めています。

●各種講座・セミナーの実施

雇用・労働に関する基礎知識を高め、関係法の周知・啓発のため、講座等を開催しています。

●市内の事業者や関係団体との連携を強化し、必要な啓発に取り組みます。

16 当事者の家族の人権

例えば、「ハンセン病患者の家族だから」という理由で、それまでの平穏な日常生活を失ったり、様々な不利益を受けることがあります。そして、「〇〇の親だから」とか「きょうだいに〇〇がいるから」という理由で、当事者の家族の権利も奪われることがあります。自分では責任の取りようがないことを理由に様々な不利益を被ることについて社会全体で考える必要があり、身近なところで気づきを得る機会を提供します。

(1) ハンセン病患者の家族のこと

現在、訴訟にもなっているように、ハンセン病患者へのたいへんな人権侵害がありました。誤った政策によるすさまじい偏見や差別によって、愛すべき親やきょうだいが自身の人生を脅かす存在となっていました。患者の存在をひた隠しにして生きざるを得なかった家族の人生と、「隔離政策」によって断絶された家族関係は元に戻すことはできません。

家族らが国に謝罪と損害賠償を求めた訴訟で、令和元（2019）年7月、国は責任を認め、計約3億7千万円の賠償を命じた熊本地裁判決を受け入れ、控訴しませんでした。（元患者家族による同種の訴訟では、原告の請求を退ける判決が出ており、現在、最高裁で係争中となっているものがあります。）

熊本地裁の判決では、隔離政策を継続した厚生労働大臣の他、差別や偏見をなくすための施策の担当である法務大臣や文部科学大臣、隔離政策廃止のための立法不作為に対して国会議員の責任を認めました。

ハンセン病を正しく理解し、元患者の家族や遺族への過ちを二度と繰り返さないよう人権啓発や人権教育の充実に努めます。

(2) 刑を終えて出所した人や犯罪被害者の家族のこと

それぞれの項でふれたように、無責任なうわさや誹謗、中傷によって、何の罪もない人が平穏な生活を奪われることのないよう、偏見や差別をなくすための啓発に取り組みます。

(3) 障害のある人の家族のこと

障害のある人の親の中には、生涯をとおして子どもを中心とした生活を送ることになる人もいます。最も深刻な問題の一つに、自身の健康や将来への不安があります。もちろん完全とは言えませんが、福祉サービスの利用により、親が休息の時間を持てたり、親亡き後も住み慣れた地域での生活を継続できたりするようになってはきました。

しかし、社会の理解の少なさからくる偏見や差別、制度や慣習や物理的な問題などによるバリアによって、家族が自身の権利を行使できない事案が現実にはたくさん存在します。地域の理解が得られないために、孤立したり転居に至ったりする例もあります。また、心身の疲れからくる最悪のケースとして、虐

待につながる恐れもあります。障害当事者だけでなく、家族を支える必要性を認識することが大切です。とはいえ、以前に比べて近所のつながりが弱くなった現在では、家族の異変に気づける機会は少ないかもしれませんが、互いに支え合える地域、声かけをし合える地域づくりができれば、状況は変わっていきます。

また、障害のある人のきょうだいの中には、学校生活や就職、結婚など成長に応じて葛藤が生じる人もいます。

障害のある人のバリアを考えた場合、人の意識と社会の環境の2つが、当事者はもちろん、その家族の人生を大きく左右することから、制度の充実を検討する一方で、心のバリアフリーを広げるための啓発を続けます。

(4) 高齢者の家族のこと

介護が必要な高齢者の家族についても同じ様な課題があり、老老介護や介護離職の問題も深刻です。今後さらに認知症高齢者が増加していくと、外出時に戻れなくなることや、事故等による補償問題など、精神的にも経済的にも家族の負担はより大きくなると見込まれます。

超高齢社会である現在、高齢者の家族が抱える問題は深刻です。支援を必要とする家族が孤立せず、安心して生活できる地域づくりのためには、高齢者の家族に寄り添い、互いに気遣い合える関係性を育てていくことが大切です。

高齢者の問題はいつかくる自分の問題であり、地域全体の問題であるということを認識しつつ、高齢者への理解を深めることが地域を豊かにし、家族の人権を守ることにともつながるということを広めていきます。

(5) その他のマイノリティの人の家族のこと

それぞれの項でふれたように、多数派が普通とされる中で、マイノリティの人は、様々な差別や偏見と向き合っています。それぞれの家族の人権まで傷つけられることがなくなるように、人権意識を高めるための取り組みを進めます。

岸和田市では

- 今回の方針改訂で、初めて家族の人権を取り上げました。見過ごしてはならない人権課題です。
- 各課の施策の充実が家族の人権を守ることににつながるため、各施策の推進状況の把握に努めます。
- 家族の支援につながる情報を収集し、相談対応の際には適切な助言ができるようスキルを高めます。

17 様々な人権問題

他にも様々な人権問題が存在しています。

例えば、遠く感じられる地域での問題や身近にあるとは思えないことについては、自分ごととして捉えにくいものです。しかし、一例として次のような問題があることを理解する必要があり、啓発に努めます。

- 自死予防と自死遺族の支援が深刻な課題となっていること。

※平成18（2006）年10月に「自殺対策基本法」が施行され、平成28（2016）年4月に改正されました。

- アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚等において偏見や差別が存在していること。

※「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が令和元（2019）年5月に公布、施行されました。

- 福島第一原発事故により避難している人への偏見や差別があること。

※転校先でいじめを受ける事案などが特に問題となりました。

- 人身取引（トラフィッキング）が重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題であること。

※性的搾取等を目的とした事案が発生しています。

また、外見に症状がでるものや外見に起因することにより、差別や不当な取り扱いを受ける、「見た目問題」があります。

- 生まれつきのアザや事故・病気によるキズやヤケドがある人、脱毛症の人、アルビニズム（白皮症）【注27】の人などが、学校でいじめられたり、就職や結婚で差別されるなどの問題があること。

※国連は6月13日を国際アルビニズム(白皮症)啓発デーと定めています。

- 地毛の色を理由に入学を断られたり、学校で行き過ぎた指導をされたり、就職できなかつたりする問題があること。

私たちは、毎日多くの人と接しながら生活していますが、会話の中の何気ない一言で、無意識に誰かを傷つけているかも知れません。人権を「自分の問題」として見つめ直し、一人ひとりの人権が尊重される社会をめざし、必要な取り組みを続けていきます。

用語解説

注1 国際人権規約

世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。

「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約、A規約）」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約、B規約）」の2つの国際人権規約が昭和41（1966）年の第21回国連総会において採択され、昭和51（1976）年に発効しました。日本は昭和54（1979）年に批准しました。

注2 国際人権条約

国連が中心となって作成した人権関係条約は32件あります。（平成31（2019）年3月31日現在）

日本が締結している主な条約に、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」などがあります。

注3 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までの国際目標。

17の目標（次頁参照）・169のターゲットの達成に向けて世界でも国内でも様々な取り組みが進められています。

「地球上の誰一人として取り残さない（No one will be left behind）」ことがうたわれています。

貧困や不平等、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正など、私たちが直面するグローバルな諸課題の解決をめざします。

国際連合広報局の『我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ』に、「すべての人に普遍的に適用されるこれら新たな目標に基づき、各国はその力を結集し、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処しながら、誰も置き去りにしないことを確保するための取り組みを進めてゆきます。」とあるように、SDGsは「人が生きること」と密接に関連し、人権尊重の考え方がベースにあります。

■SDGsの17の目標

①貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
②飢餓	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
③保健	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
④教育	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
⑤ジェンダー	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
⑥水・衛生	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
⑦エネルギー	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
⑧経済成長と雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
⑨インフラ、産業化、イノベーション	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
⑩不平等	各国内及び各国間の不平等を是正する。
⑪持続可能な都市	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
⑫持続可能な生産と消費	持続可能な生産消費形態を確保する。
⑬気候変動	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
⑭海洋資源	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
⑮陸上資源	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
⑯平和	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
⑰実施手段	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

注 4 日本国憲法関係条文

私たちの自由が守られることの前提に個人の尊重と公共の福祉・第13条があります。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

①住みたい場所に住む

居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由・第 22 条

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

②好きな勉強をする

学問の自由・第 23 条

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

教育を受ける権利・教育を受けさせる義務

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

③結婚をするか、しないかを選択し、誰と結婚するか決める

家族関係における個人の尊厳と両性の平等・第 24 条

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

④信仰したいものがあれば、自分の心に従って信仰をする。

信教の自由・第 20 条

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

⑤自分の思っていることを表現する。

集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護・第 21 条

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

⑥したい仕事をする

居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由・第 22 条

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

注5 ドメスティックバイオレンス（DV）

DV は、本来、家庭内暴力を表す言葉ですが、一般的には「配偶者など親密な関係にある男女間における暴力」という意味で使い、被害者は多くの場合女性であり、その背景には固定的性別役割分担意識や男女間の経済格差等、社会構造の問題が関与しているといわれています。

注6 デートDV

交際相手同士の間で起こる暴力（DV）のこと。

注7 レイシャルハラスメント

職場で行われる、特定の人種、民族、国籍に係わる、「不快」「不適切で配慮に欠ける」と感じる言動。職場には、取引先、業務の延長線での飲食の場など、仕事に関するあらゆる場所が含まれる。

「組織内や関係者には日本国籍の人しかいないことを前提とした会話、事業、組織運営」や「特定の人種、民族、国籍に係わる属性に対する、侮辱的、否定的、排除的、攻撃的行動や直接的暴力」などはレイシャルハラスメントの一例です。

注8 隔離政策

明治 40（1907）年、ハンセン病患者を収容する目的で「癩予防ニ関スル件」という法律が制定され、昭和 6（1931）年、「癩予防法」の制定によりハンセン病患者を強制的に療養所に収容し、一般社会から隔離する政策が行われるようになりました。1940 年代前半、特効薬の開発により隔離の必要性がなくなったにも関わらず、平成 8（1996）年に「らい予防法」が廃止されるまで強制収容は続きました。

注9 ニート問題

ニート（Not in Education, Employment or Training）とは、就学、就労、職業訓練のいずれも行っていないことを意味する用語で、日本では、15～34 歳までの非労働力人口のうち、通学しておらず、家事を行っていない「若年無業者」を指しています。若者たちが就労意欲をもち、自活できるためには、時間と様々な形で支援が必要です。

注10 セクシュアルハラスメント

男女雇用機会均等法においては、職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること（対価型セクシュアルハラスメント）と性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること（環境型セ

クシュアルハラスメント）があります。事業主、上司、同僚に限らず、取引先の社員、顧客などもセクシュアルハラスメントの加害者になりえます。また、職場だけではなく、学校や病院などでもセクシュアルハラスメントは生じます。そして、男性が加害者であることが大半であるとはいえ、女性が加害者であることもあり、異性間だけではなく、同性間でもセクシュアルハラスメントは生じます。さらに、性的マイノリティへのからかいや中傷、アウティング（性的マイノリティであることを周囲に暴くこと）などもセクシュアルハラスメントです。

注11 マタニティハラスメント

妊娠・出産・育児休業等を理由として嫌がらせをされること。表向きに妊娠や出産、育児休業等を理由にしなくても、それらを「契機として」不利益取扱いを行った場合は、原則として違法と判断されます。

注12 ジェンダーギャップ

男女格差。世界経済フォーラムが各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数を毎年公表しています。この指数は、経済、教育、政治、保健の4つの分野のデータから作成され、平成30（2018）年で110位となっています。依然として経済と政治の評価が低く、アジアの中でも、世界全体でも下位となっています。

注13 JKビジネス

児童の性を売り物とする営業の一つで、主として「JK」（女子高校生）などの児童を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、性的なサービスを客に提供させるもの。「散歩」や「添い寝」「撮影会」など多様な形態があります。

注14 無戸籍の子ども

「婚姻期間中に夫以外の男性との子」や「離婚後300日以内に前夫以外の男性との子」を出産した場合、夫又は前夫の子であると推定され、原則として出生届には夫又は前夫を記載する必要があります。それをためらい、母が出生届を提出しない場合、その子どもは無戸籍となります。

注15 合理的配慮

役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき（※）に、負担が重すぎない範囲で必要な変更や調整の対応をすること。

（※）言語（手話を含む。）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられること。

通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある

人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

注16 インクルーシブ

包括的な、とか包み込むというような意味で、誰も孤立したり排除されたりせずに社会の構成員として包み込み支え合う共生社会をめざす考え方のこと。

注17 ヘルプマーク

援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう、東京都で作成されたマークで全国に普及が進んでいます。

電車内で席を譲る、困っているようなら声をかける等、このマークを見た人に思いやりのある行動をとってもらえるようにPRをしています。



注18 ニューカマー

1980年代以降に、様々な目的を持って新たに来日し定住した外国人を、他の定住外国人と区別してニューカマーと表現するようになりました。

労働権の保障や安心・安全な生活の保障など、ニューカマーには多くの課題があります。

日本による朝鮮植民地支配に、直接的、間接的に歴史的なルーツをもつ人やその子孫（オールドカマー）とは来日の背景や定住に至るまでの経緯が異なるため、抱える課題にも違いがあります。

注19 リベンジポルノ

一般的に恋人に振られた腹いせに、交際時に撮影したプライベートな写真や動画をインターネットなどを通じて不特定多数に配布、公開する行為のこと。「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」では、男女間の復讐目的以外でもプライベートな写真等を公開した場合は取締りの対象となります。

注20 フィルタリング

子どもにとって有害なインターネット上の情報へのアクセスを制限したり、有害なアプリの起動を制限するサービスです。

注21 グラデーション

一連の段階的変化を指します。

性別を「①身体の性（生物学的な性）、②こころの性（性自認）、③好きな人の性（性的指向）」で考えると、誰もが必ずどちらかの両端にあてはまるとは言えないことがわかります。

①身体の性	女……………男
②こころの性	女……………男
③好きな人の性	女……………男

LGBTのうち、L（レズビアン）、G（ゲイ）、B（バイセクシュアル）は③に関するもので、T（トランスジェンダー）は①と②が異なる人に関するものです。

トランスジェンダーの人は、①と②が真逆になっている人だけではありません。①と②の違いの大きさは様々であり、どちらの性別もしっかりこないと感じている人もいます。

このほか、③や②がはっきりしない人や揺れ動く人などもあります。性には明確な境界線がある訳ではなく、少しずつ違っていき、様々な形や濃淡があるグラデーションである、と表現されることが多くなっています。

注22 パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のことです。

注23 性別を理由とする差別の禁止

募集・採用、配置（業務の配分及び権限の付与を含む）・昇進・降格・教育訓練、一定の福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職の勧奨・定年・解雇・労働契約の更新について性別を理由とする差別を禁止しています。

注24 間接差別の禁止

労働者の性別以外の事由を要件とする措置のうち、実質的に性別を理由とする差別となるおそれのあるものとして、厚生労働省令で定める次の3つの措置について、合理的な理由が認められる場合を除き、間接差別として禁止しています。

- (1) 労働者の、募集・採用に当たって、労働者の身長・体重・体力を要件とすること。
- (2) 労働者の募集若しくは採用、昇進又は職種の変更に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること。
- (3) 労働者の昇進に当たって、転勤の経験があることを要件とすること。

※省令で定めるもの以外については、男女雇用機会均等法違反ではないですが、裁判において間接差別として違法と判断される可能性があります。

注25 パタニティハラスメント

男性が育児をする権利や機会を職場の上司や同僚などが侵害する言動のこと。

注26 ワークライフバランス

仕事と生活の調和。働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

注27 アルビニズム（白皮症）

メラニンは皮膚の存在する色素細胞内で合成され、周囲の細胞に渡されることにより、皮膚全体が均一な色調を呈します。この行程では多くの分子が機能していますが、どれか1つの分子でも異常を生じると、順調にメラニンが合成されなくなります。その分子の異常の原因が、先天的に遺伝子の異常があつておこる場合、先天性白斑・白皮症になります。最も頻度が高い眼皮膚白皮症では、生まれた時から皮膚や頭髮、さらには眼の虹彩のメラニン量が少ないといった症状が認められます。

原因となる遺伝子により、皮膚以外に致命的な症状を合併することがあります。

なお、遺伝子異常が存在してもその異常に基づく症状は必ずしも出生時から存在するわけではなく、数年後にはじめて気がつかれる場合もあります。

（公益社団法人 日本皮膚科学会ホームページより）

参考資料

- ①岸和田市人権尊重のまちづくり条例 （添付省略）
- ②岸和田市人権施策推進プラン （添付省略）

岸和田市人権施策基本方針の改訂にあたり、内閣官房、法務省、外務省、厚生労働省、大阪府、大阪府警察、大阪府人権協会のホームページ及び大阪府作成「人権情報ガイド ゆまにてなにわ Ver.32・33」を参考にさせていただきました。